

第2節 保健衛生対策

1. 保健衛生（予防）・健康づくり

現状と問題点

(1) 母子保健

平成9年度より県からの権限委譲を受け、母子保健関係業務における町の体制整備の充実を図ってきたところですが、近年の母子保健上の問題点は複雑化しており、健康診査、指導業務に加え、子育て支援、児童虐待防止などの施策整備も急務です。

妊婦学級、育児学級、乳幼児健診、歯科保健指導等を通して、保護者の母子保健に対する理解を深めるとともに、よりよい親子関係づくりにおいても支援を行い、母子の一貫した総合的な保健対策の充実を図ることが必要です。

(2) 成人・老人保健

人口の急速な高齢社会とともに、食生活、運動習慣等を原因とする生活習慣病が増加したことに伴い痴呆や寝たきりなどの要介護状態になってしまう人々の増加は深刻な問題となっています。

そこで、従来にも増して、健康を増進し、発病を予防する「1次予防」に重点を置く対策を強化推進し、早世（早死）や要介護状態を減少させ、健康寿命の延伸等を図っていく必要があります。生活習慣を改善し、健康づくりに取り組もうとする個人や家族を支援できるように関係機関、団体等と幅広い連携を図りながら、町民と一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進します。

(3) 感染症予防対策

国際交流等の活発化により輸入感染症が増加やO 157のように以前は知られていない感染症が発生しており、今後も生命や健康に重大な影響を与える危険性が考えられます。

感染症新法が制定され、感染症に対する危機管理体制が県下で整備されていますが、関係機関と連携を十分とり体制の整備に努めてゆくことが重要です。また、感染症の発生予防、蔓延を防止するため正しい知識の普及・予防接種の推進等努めていくことが必要です。

(4) 結核予防対策

結核予防対策は、結核予防法に基づいて行われており、制度的には健康診断、予防接種、患者管理結核医療を根幹として、一環した対策を行うよう体系づけられています。

予防対策により以前と比べ結核患者は減少傾向にありますが、新患者が毎年数人発生しており（特に高齢者等）このため予防対策を継続的に進めていくことが必要です。

(5) 精神保健・難病対策

これまで精神保健福祉行政は県及び保健所を中心として行われ、町としては訪問を主

として個別的な関わりを行ってきました。これからはこれまでの入院医療施策から社会復帰・福祉施策に幅が広がっていくことから市町村の役割も大きくなっていくと考えられます。家族を含め保健・医療・福祉等 各種関係機関と連携を図り、地域で生活する障害者を支援していく体制を整備することが必要です。

難病対策としてはこれまで調査研究の推進・医療施設の整備・医療費の自己負担の解消を3本柱として国、県、保健所を中心に進められており、近年さらに保健医療福祉の充実・連携、QOL（生活の質）の向上を図る観点から難病患者等居宅生活支援事業等が進められています。プライバシーの関係等もあり実態把握が難しい現状ですが保健所・医療機関等の関係機関と連携を深め、患者及び家族に対するきめ細かな支援が必要です。

(6) 栄養・食生活改善

栄養・食生活は多くの生活習慣病との関連が深いといえます。特に、糖尿病、高血圧、高脂血症さらに日本人の3大死因であるがん、脳卒中、心臓病など多くの生活習慣病の発症や増加に深く関わっています。基本健診の結果、本町の糖尿病や高脂血症の異常率が他町村よりも高い傾向がみられ、生活習慣病対策を進めていく必要があります。

<表3 - 20> 死因別死亡率の状況

| 区 分 | 平 成 6 年 | | | | | 平 成 9 年 | | | | |
|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 羽 合 町 | | | 鳥 取 県 | | 羽 合 町 | | | 鳥 取 県 | |
| | 実数 | 1万対 | 構成比 | 1万対 | 比 率 | 実数 | 1万対 | 構成比 | 1万対 | 比 率 |
| 脳血管系疾患 | 13 人 | 18.1 人 | 17.8 % | 14.8 人 | 16.5 % | 14 人 | 18.4 人 | 16.9 % | 16.3 人 | 17.7 % |
| 悪性新生物 | 20 | 27.8 | 27.5 | 24.3 | 26.9 | 25 | 32.9 | 30.1 | 26.2 | 28.3 |
| 心 臓 疾 患 | 12 | 16.7 | 16.4 | 15.9 | 17.6 | 14 | 18.4 | 16.9 | 13.7 | 14.9 |
| 老 衰 | 2 | 2.8 | 2.7 | 4.2 | 4.6 | 0 | 0 | 0 | 3.0 | 3.3 |
| 肺炎気管支炎 | 10 | 7.0 | 13.7 | 8.4 | 9.3 | 4 | 5.3 | 4.8 | 7.7 | 8.3 |
| 不慮の事故 | 5 | 5.7 | 6.8 | 4.3 | 4.7 | 4 | 5.3 | 4.8 | 4.4 | 4.8 |
| そ の 他 | 11 | 15.3 | 15.1 | 42.4 | 20.4 | 22 | 28.9 | 26.5 | 20.9 | 22.7 |
| 全 体 | 73 | 101.3 | 100.0 | 89.7 | 100.0 | 83 | 109.1 | 100.0 | 92.2 | 100.0 |

計画の方向

(1) 母子保健

妊産婦・乳幼児の健康診査の充実と、受診率の向上を図ります。

安心して健康な子を産み、より良く育てられるように母子保健教育を充実します。育児グループの育成など、子育ての支援に努めます。

B型肝炎ウイルスを保有している妊婦から生まれた子供がウイルス保有者となることを防止するため、母子感染防止対策を実施します。

小児がんの一種である神経芽細胞腫の検査事業を実施します。

母子保健各事業を通じて、児童虐待も視野にふくめ、家庭における不適切なかわりにつながる事象等の発見に努め、関係機関と密接な連携をはかり、早期対応に努めます。

関係機関、組織との連絡を密にし、問題の早期発見や、総合的な母子保健体制づくりに努めます。

(2) 成人・老人保健

健康診査は生活習慣病やがん等の予防対策として、疾病の早期発見と健康意識の向上を図るために重要であります。基本健診、各がん検診の受診率の向上に努めます。

生活習慣病予防の観点から町の実態を踏まえ、優先的に取り組む必要のある糖尿病予防、高脂血症予防に対する健康教育を特に充実させ、その他痴呆予防、寝たきり予防等の健康教育も推進していきます。

個人及び家族の健康状態の改善を目指し1対1の健康教育の実施を検討します。

単に身体の機能訓練だけでなく、閉じこもりを予防して社会的自立の促進に努めるよう社会参加の機会として機能訓練教室の実施に努めます。

健診の事後フォロー等個人の健康づくり支援として健康相談、訪問指導をより充実させます。

う蝕・歯周病の予防、歯の喪失防止として歯科健診を実施します。また高齢者、障害者には在宅で歯科検診、口腔衛生指導が受けられる機会を充実させます。

保健推進員等の地区組織の育成を強化し、住民参加の健康づくりを推進します。

健康づくりのために運動の習慣を獲得できるよう、関係機関、団体と幅広い連携を図りながら個人やグループの支援体制の整備に努めます。

(3) 感染症予防対策

感染症の流行情報をすばやくキャッチし、予防体制を速やかに整えると共に、正しい知識の普及や予防接種に対する意識の高揚を図り接種率の向上に努めます。また、

感染症発生時には関係機関と十分連携をとり、人権に配慮しながら蔓延防止に努めます。

(4) 結核予防対策

結核予防意識の高揚に努めると共に、予防接種率の向上、結核健康診断の受診率を高め、関係機関と連携をとりながら患者の早期発見、早期治療に努めます。

(5) 精神保健・難病対策

在宅の精神障害者に対する支援を図る観点から精神障害者福祉サービス等が平成14年度から住民の身近な市町村を中心に進められることから、家族を含め各種関係機関と連携を図り、生活を支援していく体制づくりに努めます。また、精神保健に対する住民の認識は十分とはいえず、人権に配慮した正しい知識の普及、障害に対する正しい理解など啓発に努めていきます。さらに、現代の複雑化した社会において多くのストレスに悩まされる機会も増えてきており、「心の病」の原因にもなってきます。健康づくりを推進していく中で心の健康づくりにも目を向け普及啓発に努めます。難病対策としては、疾病の原因不明・治療の未確立・療養の長期化などにより患者はもとより家族にとっても身体的・精神的・経済的にも大きな負担が考えられます。このことから人権を配慮し実態把握に努めるとともに、各関係機関と連携をとり在宅生活を支援する体制づくりに努めます。

(6) 栄養・食生活改善

栄養・食生活は、生命を維持し、子どもたちが健やかに成長し、また、町民の健康という点からは、栄養状態を適正に保つために必要な栄養素等を摂取することが求められます。このためには、食生活の指導の必要があります。

住民の健康管理、及び日常生活における食生活改善の推進のため、個別栄養指導に努めます。

地域に密着した活動ができる様、食生活改善推進員等による伝達講習会（料理講習会）で普及活動に努めます。

地域で健康や栄養に関する学習の場を提供する機会を増やします。

町内小・中学生への食生活指導に努めます。

町民が食生活改善するためにわかりやすい「食生活指針」を策定し、普及を図ります。

<表3 - 21> 予防接種、健康診断の現状と目標

| 区 分 | | 平成11年度 | | | 平成17年度 | | | 平成22年度 | | |
|------------------|-----------|---------|---------|-----------|---------|---------|-----------|----------|---------|-----------|
| | | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 |
| 予 防 接 種 | B C G | 人 92 | 人 76 | % 82.6 | 人 97 | 人 86 | % 77.8 | 人 102 | 人 96 | % 94.1 |
| | 生 ワ ク | 184 | 172 | 93.5 | 189 | 177 | 77.8 | 194 | 182 | 93.8 |
| | 日 本 脳 炎 | 448 | 361 | 80.6 | 458 | 381 | 92.9 | 468 | 401 | 85.7 |
| | ジ フ テ リ ア | 439 | 440 | 100.2 | 444 | 444 | 100.0 | 449 | 449 | 100.0 |
| 健 康 診 断 | 基本健診査 | 1,285 | 639 | 49.7 | 1,400 | 800 | 57.1 | 1,410 | 820 | 58.2 |
| | 胃がん検診 | 1,066 | 619 | 58.1 | 1,110 | 650 | 58.6 | 1,120 | 670 | 59.8 |
| | 肺がん検診 | 1,585 | 1,219 | 76.9 | 1,700 | 1,400 | 82.4 | 1,700 | 1,410 | 82.9 |
| | 子宮がん検診 | 846 | 457 | 54.0 | 900 | 460 | 51.1 | 950 | 500 | 52.6 |
| | 乳がん検診 | 916 | 505 | 55.1 | 920 | 510 | 55.4 | 940 | 530 | 56.4 |
| | 大腸がん検診 | 1,145 | 610 | 53.3 | 1,180 | 630 | 53.4 | 1,200 | 650 | 54.2 |
| | 結 核 検 診 | 1,777 | 1,257 | 70.7 | 1,900 | 1,420 | 74.7 | 1,910 | 1,430 | 74.9 |

2. 医 療

現状と問題点

町民が利用する医療機関は、町内開業医と倉吉市を中心とした中部一円の公私立病院などによって充実しています。また、交通機関も整っており救急体制も鳥取中部ふるさと広域連合の羽合消防署との連携によって対処しており、医療体制は一応整っていますが、年々増加の傾向をたどる老人医療にかんがみ、老人を取り巻く医療保険施設の体制整備が必要です。

<表3 - 22> 町内開業医の現況

| 医 院 名 | 科 目 | 医 院 名 | 科 目 |
|----------|------------|-------------|-----|
| 音 田 医 院 | 内科・小児科・眼科 | 谷 口 歯 科 医 院 | 歯科 |
| 齋 藤 医 院 | 内科・小児科 | 武 内 歯 科 医 院 | 歯科 |
| 上原整形外科医院 | 整形外科・理学診療科 | くらしげ歯科クリニック | 歯科 |
| 細 川 医 院 | 内科・胃腸科 | | |

計画の方向

公的機関との連携のもとに、疾病の予防や健康増進対策を積極的に推進します。

救急患者の受け入れを迅速かつ的確に行うため、中部広域圏の救急医療の充実を更に促進します。町老人保健福祉計画を基に、医療と保健福祉との連携を強め、老人に対する在宅医療体制の整備を促進します。

第3節 同和対策

現状と問題点

部落解放に向けて同和地区に対して地域改善対策特別措置法に基づき積極的に事業を行い、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備については、着実に一定の成果をみえています。しかし、差別意識は根強く存在し、教育、就労、産業等の面で解決すべき課題が残され、差別事象は依然として跡を絶たず人権侵害が生じている現状です。

今後は、これまでの成果と問題点を踏まえた上で、同和問題の解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという視点に立ち、各分野にわたる施策を総合的かつ具体的に検討しながら、計画的に同和対策の推進を図る必要があります。

<表3 - 23> 地域改善対策事業の実施状況 (H7～11)

| 年度 | 事業名 | 事業内容 | 事業費 |
|----|----------|----------------------------|---------|
| 7 | かんがい排水整備 | かんがい排水整備 L = 307.7 m | 千円 |
| 7 | 農道整備 | 農道整備 L = 105 m・W = 4 m | 22,030 |
| 7 | 児童館下水道整備 | 下水道整備 | |
| 8 | 町道改良 | 浜山線・新唐川線 L = 239 m・W = 5 m | |
| 8 | かんがい排水整備 | かんがい排水整備 L = 704 m | 115,449 |
| 11 | 地区道路 | 町道浜山北線 L = 80 m | 26,000 |

計画の方向

「羽合町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」に基づき策定した「羽合町あらゆる差別をなくする総合計画」に沿って一日も早い同和問題解決のため、同和教育の取り組みを強化し、啓発活動及び実践活動を進めながら、地域の状況や事業の必要性を見極めながら、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の施策の総合的な推進に努めます。

また、「部落解放基本法」制定へ向けてさらに一層の努力をします。

<表3 - 24> 地域改善対策の整備計画 (H13～17・H18～22)

| 区 分 | 平成13～17年度 | | | 平成18～22年度 | |
|-------------|-----------|------|--------------|-----------|------|
| | 事業内容 | 事業主体 | 事業費 | 事業内容 | 事業主体 |
| 住宅新築資金等貸付事業 | 起債償還金 | 町 | 千円 14,710 | 起債償還金 | 町 |

第4節 コミュニティ活動

現状と問題点

社会経済の進展に伴い生活形態も変化し隣近所がどんな人が住んでいるのか分からないということが多くなりつつあります。町や村といった地方でも都市化が進み、そのため道端で、あるいは家の軒先でどこでもあった井戸端会議に代表される人情味豊かな近所付き合い、人と人との触れ合いがなくなりつつあります。また、子供たちも一人家の中で遊び、地域の中で先輩・同僚・後輩という仲間同士のつながり・つきあいが少なくなっています。その結果、自己本意のものの考え方が中心となり、地域の共同・仲間意識が薄れているのが現状です。

核家族化にはじまり、いじめ、地域の社会奉仕活動への不参加、高齢社会にあって社会福祉の充実など様々な社会問題があります。

今後、これらの問題を解決して行くには、ボランティア活動にも代表されるように仲間のことと認識し共に手を携えながら行動することが必要です。しかし、本町では、ふるさとの文化を守る会をはじめとする団体や個人が有形無形の伝統を受け継ぎ、また、日常生活では町 区・伍 住民、あるいは地区公民館活動を通じて、諸活動が実施されており地域社会の連帯は少なからず維持されています。

何といたってもまちづくりの主役は町民です。これを進めるためには行政が人と人との触れ合いの場、機会を提供することはもちろんのこと、町民それぞれが、いかに「ゆとり」、「余暇」を生かして、連帯感あふれる地域社会を復活させることが重要です。

<表3 - 25> 集会施設の現況（地区公民館を除く）

平成12年3月末

| 区名 | 集会所名 | 戸数 | 構造・面積 | 敷地 | その他の施設 | |
|-------|-------|-----|-------|----------------|----------------|------------|
| | | 戸 | | m ² | m ² | |
| 長瀬西部 | 長瀬西部 | 165 | 木造2F | 288 | 989 | |
| 長瀬中部 | 長瀬中部 | 134 | 〃 | 270 | 2,568 | |
| 長瀬中央 | 長瀬中央 | 68 | S造2F | 186 | 183 | |
| 長瀬西部 | 長瀬西部 | 50 | 木造2F | 149 | 569 | |
| 久留西 | 久留西 | 82 | 〃平屋 | 165 | 539 | |
| 久留東 | 久留東 | 62 | 〃 | 101 | 228 | |
| 新川 | 新川 | 37 | 〃2F | 118 | 119 | |
| 浜 | 浜地区会館 | 33 | 〃平屋 | 166 | 429 | (浜児童館) |
| 水下 | 水下多目的 | 56 | 〃2F | 157 | 223 | |
| 田後 | 田後 | 320 | 〃2F | 206 | 150 | |
| 温泉 | - | 111 | - | - | - | (温泉児童館) |
| 上浅津南部 | - | 142 | - | - | - | (農村婦人の家) |
| 〃北部 | - | 103 | - | - | - | (老人福祉センター) |
| 下浅津 | - | 103 | - | - | - | |
| 南谷 | 南谷 | 80 | 木造平屋 | 196 | 601 | |
| 光吉 | 光吉 | 22 | 〃2F | | 348 | |
| 橋上赤 | - | 216 | - | - | - | |
| 津池 | 上橋津池 | 22 | 木造平屋 | 65 | 259 | |
| | 赤池 | 16 | 〃 | 46 | 212 | |
| 宇野 | 宇野三軒屋 | 177 | 〃 | 79 | 212 | |
| 合計 | 15施設 | - | | | - | (4施設) |

集会場図挿入

計画の方向

時代とともに生活様式や個人の価値感が多様化し、年齢層による格差も生じています。その中で、薄れつつある共同意識の高揚を図ることを目的としたコミュニティ（共同生活のための地域集団）づくりをまちづくりの基本として推進するため行政と町民が一体となって町民相互の触れ合いによる連帯感あふれる地域社会づくりと、住民が自ら考え、自ら行う地域社会づくりを進めていく必要があります。

地域づくりの中心となるのは、住民であり住民自らの自発的な創意工夫による活動です。また、活動の場としてのコミュニティセンター。すなわち地区公民館や地区集会所などがそれであり、その状況に応じた援助や、スポーツ施設、公園等の施設整備を行うとともに、社会教育活動、スポーツ活動あるいは祭などの行事を通じてコミュニティ意識の高揚を図ります。また、コミュニティ活動への参加の促進を図り、コミュニティ活動を推進する団体を支援すると共に、併せてリーダー養成に努めます。

また、広報広聴等により情報の提供を行い、住民の積極的な参加を促します。

第5節 自然保護対策

現状と問題点

本町の海、山、川、湖等の美しい自然環境は、町活性化の重要な資源でもありかけがえない資産でもあります。しかし、各種の開発等で変貌しつつあり、一度破壊された自然を元に戻すのは非常に困難なことです。本町の自然を保護するために、産業・観光等との調和を図りながら「自然が輝く町」を町ぐるみで積極的に保護対策を講じ、住民の積極的な協力を要請します。

<表3 - 26> 河川等水質の推移

| 区分 | 東郷湖(中央部) | | | | | 天神川(田後地点) | | | | |
|------------|-----------------|------------|------------|------------|-------|-----------------|---------|--------|--------|--------|
| | 基準値 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 | 基準値 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 |
| 水素イオン濃度 | 6.5~8.5 | 7.7 | 7.9 | 8.2 | | 6.5~8.5 | 7.2 | 7.7 | 7.5 | 7.6 |
| 溶存酸素 | 7.5ppm以上 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | | 7.5ppm以上 | | | | |
| 生物化学的酸素要求量 | | | | | | 2ppm以下 | 0.7 | 1.3 | 0.7 | 1.1 |
| 化学的酸素要求量 | 3ppm以下 | 4.0 | 5.1 | 5.0 | | 3ppm以下 | 1.7 | 1.2 | 1.6 | 1.7 |
| 浮遊物質量 | 5ppm以下 | 6 | 12 | 10 | | 5ppm以下 | 1.0 | 2.4 | 3.9 | 5.6 |
| 大腸菌郡数 | 1,000 MPN/100ml | 2.8×10 | 2.4×10 | 3.2×10 | | 1,000 MPN/100ml | 140,000 | 13,000 | 23,000 | 23,000 |
| | 以下 | 3.0×10,000 | 2.4×10,000 | 1.2×10,000 | | 以下 | 4,900 | 23,000 | 2,300 | 490 |
| 全窒素 | mg/l | 0.71 | 0.87 | 0.81 | 0.83 | mg/l | | | | |
| 全リン | mg/l | 0.047 | 0.063 | 0.061 | 0.077 | mg/l | | | | |

計画の方向

町民各々が自然保護、保全について理解いただき、次の施策を図ります。

湖、河川の水質保全と浄化に努めます。

東郷池のクリーンアップを推進するとともに、下水道の整備、ごみを捨てない運動を通して生活雑排水の浄化に取り組みます。

田園景観の保全に努めます。

緑の保護育成を図ります。

松くい虫被害をうけている松林については、松食い虫に強い改良松等の樹木への樹種転換を積極的に推進し、緑の保全に努めます。

また、公園の造成、東郷湖羽合臨海公園等緑豊かな町づくりに努めます。

開発については計画的に行い、自然破壊を誘発しないよう指導します。

森林の状況を、積極的に調査し手入れのなされていない森林については、助言等の対策を図ります。

<表3 - 27> 造林計画

| 区分 | 平成13~平成17年 | | | 平成18~22年度 | |
|--------|-----------------------|------|-----|-----------|------|
| | 事業内容 | 事業主体 | 事業費 | 事業内容 | 事業主体 |
| 造林推進事業 | 松くい虫被害造林補助(ヒノキ植林等)3ha | 町 | 千円 | 同左 | 町 |

